

# たかまつしんきん News—Spot

## 民事信託サービスの取扱開始について

高松市瓦町1丁目9番地2  
高松信用金庫  
理事長 大橋 和夫

高松信用金庫（理事長 大橋和夫）は、民事信託サービスの取扱を開始しましたのでお知らせいたします。

民事信託は、将来認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、ご自身の不動産や預金等などの大切な資産を信託契約に基づき、ご家族などが管理する信託です。弊金庫では、「民事信託サービス」として、民事信託専用口座を開設する「たかまつしんきん民事信託専用口座開設サービス」や、民事信託を希望するお客様を弊金庫が提携している専門家に取次ぐ「取次ぎサービス」を行います。

高松信用金庫は、今後も地域の皆様の様々なニーズにお応えし、地域金融機関としての役割を果たしてまいります。

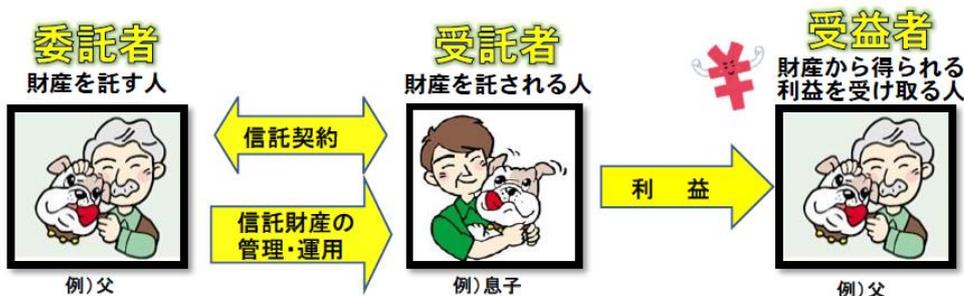
### 記

1. 取扱開始日  
令和2年12月21日（月）
2. 民事信託サービスの概要

たかまつしんきん民事信託専用口座開設サービス※	民事信託契約に基づいて信託財産を分別する専用口座の開設。
取次ぎサービス	信託契約の締結などをご希望されるお客様を民事信託の専門家に取次ぐサービスです。

※口座開設には当金庫所定の手続きのほか、別途「民事信託口座開設手数料」等が必要となります。

3. 民事信託の仕組み



お問合せ先  
高松信用金庫 業務推進部  
電話 087-836-3021